

# 豊明幹部交番だより

令和3年10月号  
愛知警察署  
0561-39-0110

## みんなでつくろう安心の街

～「犯罪にあわない」「犯罪を起こさせない」「犯罪を見逃さない」～

10月11日から20日までの10日間、「秋の安全なまちづくり県民運動」が実施されます。

「犯罪にあわない」「犯罪を起こさせない」「犯罪を見逃さない」の3N(ない)のスローガンを掲げ、地域が一体となった県民総ぐるみ



運動を展開し、県民の防犯意識の高揚を図り、犯罪の減少を目指します。

安全に安心して暮らせる社会をつくるには、「自分の身は自分で守る」「犯罪の起きにくい社会を自分たちの力でつくる」という気持ちが必要です。

## 自転車を利用する皆様へ

愛知県では自転車に係る交通事故を防止するため、令和3年3月「自転車の安全で適正な利用に関する条例」が制定されました。

令和3年10月1日から以下の事項が義務化されます。

罰則はありませんが、もしもの事故に備えヘルメットを着用し保険に加入しましょう。



### ○ ヘルメット着用【努力義務】

自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用するよう努めましょう。

### ○ 保険への加入【義務】

自転車損害賠償責任保険などに加入しなければなりません。



## 刑法犯認知件数（令和3年1月1日から8月31日まで）

豊明幹部交番管内の刑法犯認知件数は68件（前年比-22件）であり、主な刑法犯認知件数は以下のとおりです。※暫定値

- |                                  |          |         |         |
|----------------------------------|----------|---------|---------|
| ○住宅対象侵入盗                         | 4件（+3件）  | ○自動車盗   | 3件（+1件） |
| ○自転車盗                            | 15件（±0件） | ○オートバイ盗 | 2件（-1件） |
| ○車上ねらい                           | 4件（-5件）  | ○部品ねらい  | 3件（-1件） |
| ○愛知署管内の特殊詐欺（豊明市、東郷町、日進市、長久手市）18件 |          |         |         |